

平成二年政令第二百三十八号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向
精神薬原料を指定する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八
年法律第十四号）別表第一第七十五号及び別表第
三第十一号の規定に基づき、この政令を制定す
る。

（麻薬）

第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」と
いう。）別表第一第七十五号の規定に基づき、
次に掲げる物を麻薬に指定する。

- 一 三〇〇アセチル七・八―ジヒドロ―
p―（二）（R）―ヒドロキシ―メチル
チル）―六―〇―メチル六・十四―エン
ド―エテノモルヒネ（別名アセトルフィン）及
びその塩類
- 二 N―（アダマンタンシ―イール）―
（五）フルオロペンチル）―H―インダ
ゾール―三―カルボキサミド及びその塩類
- 三 N―（―アミノ―三・三―ジメチル―
―オキシプロタン―イール）―（シクロ
ヘキシルメチル）―H―インダゾール―三
―カルボキサミド及びその塩類
- 四 N―（―アミノ―三・三―ジメチル―
―オキシプロタン―イール）―（―ブチル―
―H―インダゾール―三―カルボキサミド及
びその塩類
- 五 N―（―アミノ―三・三―ジメチル―
―オキシプロタン―イール）―（四―フ
ルオロペンチル）―H―インダゾール―三
―カルボキサミド及びその塩類
- 六 三―（二―アミノブチル）インドール（別
名エトリプタミン）及びその塩類
- 七 二―アミノプロピオフェノン及びその塩類
- 八 三―（二―アミノプロピル）インドール及
びその塩類
- 九 N―（二―アミノ―三―メチル――オキ
ソブタン―イール）―（シクロヘキシ
ルメチル）―H―インダゾール―三―カル
ボキサミド及びその塩類
- 十 N―（二―アミノ―三―メチル――オキ
ソブタン―イール）―（四―フルオロ
ペンチル）―H―インダゾール―三―カル
ボキサミド及びその塩類
- 十一 N―（二―アミノ―三―メチル――オ
キソブタン―イール）―（―ペンチル―
H―インダゾール―三―カルボキサミド及び
その塩類

- 十二 二―エチルアミノ―フェニルプロパ
ン―オン及びその塩類
- 十三 二―（エチルアミノ）―フェニルヘ
キサ―オン（別名N―エチルヘキサド
ロン）及びその塩類
- 十四 二―（エチルアミノ）―（四―メチ
ルフェニル）プロパン―オン及びその
塩類
- 十五 二―エチルアミノ―（三・四―メチ
レンジオキシフェニル）ブタン―オン及
びその塩類
- 十六 二―エチルアミノ―（三・四―メチ
レンジオキシフェニル）プロパン―オン
及びその塩類
- 十七 二―エチルアミノ―（三・四―メチ
レンジオキシフェニル）ペンタン―オン
及びその塩類
- 十八 二―（エチルアミノ）―（三―メト
キシフェニル）シクロヘキサノン及びその
塩類
- 十九 N―（二―（四―エチル―五―オ
キソ―テトラゾリン―イール）エチ
ル）―（四―メトキシメチル）―（四―ピペリ
ジル）プロピオンアニリド（別名アルフェ
ニル）及びその塩類
- 二十 四―エチル―二・五―ジメトキシ―
メチルフェネチルアミン（別名DOET）及
びその塩類
- 二十一 二―（四―エチルスルファニル―
五―ジメトキシフェニル）エタンアミン及び
その塩類
- 二十二 N―エチル―フェニルシクロヘキ
シルアミン（別名エチシクリジン）及びその
塩類
- 二十三 N―エチル―メチル―三・四―
（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別
名N―エチルMDA）及びその塩類
- 二十四 二―（四―エトキシベンジル）―五―
ニトロ―（二―（ピロリジン）―イ
ル）エチル）ベンズイミダゾール及びその
塩類
- 二十五 （五R）―四・五―エポキシ―六―メ
トキシ―十七―メチル六・七・八・十四―
テトラデヒドロモルヒナン―三―オール（別
名オリバピン）及びその塩類
- 二十六 キノリン―八―イール―（五―フル
オロペンチル）―H―インダゾール―三―カ
ルボキシラート及びその塩類

- 二十七 一―（四―クロロ―二・五―ジメトキ
シフェニル）プロパン―二―アミン及びその
塩類
- 二十八 二―（四―クロロ―二・五―ジメトキ
シフェニル）N―（二―メトキシベンジ
ル）エタンアミン及びその塩類
- 二十九 一―（三―クロロフェニル）ペラジ
ン及びその塩類
- 三十 二―（シクロロフェニル）―（二―（メ
チルアミノ）シクロヘキサノン（別名ケタミ
ン）及びその塩類
- 三十一 一―（四―クロロフェニル）―（二―
（メチルアミノ）プロパン―オン（別
名四CMC）及びその塩類
- 三十二 一―（三―シアノ―三・三―ジフェ
ニルプロピル）―（四―（二―オキシ―三―プロ
ピオニル）―ベンズイミダゾリル）ピペ
リジン（別名ベジトラミド）及びその塩類
- 三十三 一―（三―シアノ―三・三―ジフェ
ニルプロピル）―（四―（二―ピペリジノ）ピ
ペリジン―四―カルボン酸アミド（別名ピリ
ラミド）及びその塩類
- 三十四 一―（三―シアノ―三・三―ジフェ
ニルプロピル）―（四―フェニルピペリジン―四
―カルボン酸（別名ジフェノキシシン）及びそ
の塩類
- 三十五 一―（四―シアノブチル）N―（二
―フェニルプロパン―イール）―H―イ
ンダゾール―三―カルボキサミド及びその
塩類
- 三十六 N・N―ジアリル―五―メトキシトリ
プタミン及びその塩類
- 三十七 三―（二―（ジイソプロピルアミノ）
エチル）―五―メトキシインドール及びその
塩類
- 三十八 一―（ジエチルアミノ）エチル―
（四―イソプロポキシベンジル）―五―ニト
ロベンズイミダゾール及びその塩類
- 三十九 三―（二―（ジエチルアミノ）エチ
ル）インドール（別名DET）及びその塩類
- 四十 一―（二―ジエチルアミノ）エチル―
（四―エトキシベンジル）ベンズイミダ
ゾール及びその塩類
- 四十一 一―（二―ジエチルアミノ）エチル―
五―ニトロ―（四―プロポキシベンジ
ル）ベンズイミダゾール及びその塩類
- 四十二 一―（ジエチルアミノ）エチル―
（四―メトキシベンジル）―五―ニトロベン
ズイミダゾール及びその塩類

- 四十三 一―シクロヘキシル―四―（一・二―
ジフェニルエチル）ペラジン及びその塩類
- 四十四 三・四―ジクロロ―N―（二―（ジ
メチルアミノ）シクロヘキシル）メチル）ベ
ンズアミド及びその塩類
- 四十五 三・四―ジクロロ―N―（二―（ジメ
チルアミノ）シクロヘキシル）N―メチル
ベンズアミド及びその塩類
- 四十六 シス―二―アミノ―四―メチル―五―
フェニル―二―オキサゾリン（別名四―メチ
ルアミノレクス）及びその塩類
- 四十七 ジヒドロコデイノン―六―（カルボキ
シメチル）オキシム（別名コドキシム）及び
その塩類
- 四十八 七―（十・十一―ジヒドロ―五H―
ジベンゾ「a・d」シクロヘプテン―五―イ
ル）アミノ）ヘプタン酸（別名アミネプチ
ン）及びその塩類
- 四十九 七・八―ジヒドロ―七―（二―
（R）―ヒドロキシ―メチルブチル）―
六・十四―エンド―エタノテトラヒドロオリ
パピン（別名ジヒドロエトルフィン）及びそ
の塩類
- 五十 七・八―ジヒドロ―七―（二―（R）
―ヒドロキシ―メチルブチル）―六―
メチル―六・十四―エンド―エテノモルヒ
ネ（別名エトルフィン）及びその塩類
- 五十一 一―（二―ジフェニルエチル）ピ
ペリジン及びその塩類
- 五十二 四・四―ジフェニル―六―ピペリジ
ン―三―ヘキサノン（別名ノルパノン）及び
その塩類
- 五十三 三―（二―（ジメチルアミノ）エチ
ル）インドール（別名DMT）及びその塩類
- 五十四 三―（二―ジメチルアミノ）エチル
―インドール―四―イリルン酸エステル（別
名サイロシピン）及びその塩類
- 五十五 三―（二―（ジメチルアミノ）エチ
ル）―インドール―四―オール（別名サイロ
シン）及びその塩類
- 五十六 三―（二R・二R）―三―（ジメチ
ルアミノ）―エチル―二―メチルプロピ
ル）フェノール（別名タベンタドル）及び
その塩類
- 五十七 三―（二・二―ジメチルヘブチル）―
七・八・九・十―テトラヒドロ―六・六・九
―トリメチル―六H―ジベンゾ「b・d」ピ

ランナーオール(別名DMHP)及びその塩類
 五十八 N・eージメチル三・四(メチレンジオキシ)フェネチルアミン(別名MDMA)及びその塩類
 五十九 二(二・五)ジメトキシ四・四イソプロピルスルファニルフェニル)エタンアミン及びその塩類
 六十 二・五)ジメトキシ四・e)ジメチルフェネチルアミン(別名DOM)及びその塩類
 六十一 二・五)ジメトキシ四(プロピルチオ)フェネチルアミン及びその塩類
 六十二 二・五)ジメトキシe)メチルフェネチルアミン(別名DMA)及びその塩類
 六十三 三・四)ジメトキシ十七)メチルモルヒナニール六・十四)ジオール(別名ドロバノール)及びその塩類
 六十四 N(二)二(二)チエニル)エチル)四)ベリジル)プロピオンアニリド(別名チオフェンタニル)及びその塩類
 六十五 一(二)二(二)チエニル)シクロヘキシル)ベリジン(別名テノシクリジン)及びその塩類
 六十六 六・七・八・九)テトラヒドロ六・六・九)トリメチル三)ペンチル六)H)ジベンゾ(b・d)ピラン)一)オール(別名デルタ十)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
 六十七 六・七・八・九)テトラヒドロ六・六・九)トリメチル三)ペンチル六)H)ジベンゾ(b・d)ピラン)一)オール(別名デルタ九)テトラヒドロカンナビノール(分解反応以外の化学反応(大麻取締法(昭和二十三年法律第二百四号)第一条に規定する大麻草(次号において単に「大麻草」という。)及びその製品に含有されている六・七・八・九)テトラヒドロ六・六・九)トリメチル三)ペンチル六)H)ジベンゾ(b・d)ピラン)一)オールを精製するために必要なものを除く。)を起こさせることにより得られるものに限る。)及びその塩類
 六十八 六・七・十)テトラヒドロ六・六・九)トリメチル三)ペンチル六)H)ジベンゾ(b・d)ピラン)一)オール(別名デルタ八)テトラヒドロカンナビノール)

(分解反応以外の化学反応(大麻草及びその製品に含有されている六・七・十)テトラヒドロ六・六・九)トリメチル三)ペンチル六)H)ジベンゾ(b・d)ピラン)一)オールを精製するために必要なものを除く。)を起こさせることにより得られるものに限る。)及びその塩類
 六十九 六・九)十)テトラヒドロ六・六・九)トリメチル三)ペンチル六)H)ジベンゾ(b・d)ピラン)一)オール(別名デルタ七)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
 七十 七・八・九)十)テトラヒドロ六・六・九)トリメチル三)ペンチル六)H)ジベンゾ(b・d)ピラン)一)オール(別名デルタ六)十)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
 七十一 八・九)十)テトラヒドロ六・六・九)トリメチル三)ペンチル六)H)ジベンゾ(b・d)ピラン)一)オール(別名デルタ六)七)テトラヒドロカンナビノール)及びその塩類
 七十二 トランス)二)ジメチルアミノ)フェニル)三)シクロヘキセン)一)カルボン酸エチルエステル(別名チリジン)及びその塩類
 七十三 一(三)トリフルオロメチルフェニル)ベラジン及びその塩類
 七十四 三・四)五)トリメトキシフェネチルアミン(別名メスカリン)及びその塩類
 七十五 二・四)五)トリメトキシe)メチルフェネチルアミン及びその塩類
 七十六 三・四)五)トリメトキシe)メチルフェネチルアミン(別名TMA)及びその塩類
 七十七 一)ナフタレニル(一)ペンチル)一)H)インドール)三)イル)メタノン及びその塩類
 七十八 N(二)二(二)ヒドロキシフェネチル)一)四)ベリジル)プロピオンアニリド(別名ベータヒドロキシフェンタニル)及びその塩類
 七十九 N(二)二(二)ヒドロキシフェネチル)一)三)メチル)四)ベリジル)プロピオンアニリド(別名ベータヒドロキシ)メチルフェンタニル)及びその塩類
 八十 (二)RS)三)SR)一)三)二)ヒドロキシ)四)一)二)メチル)ノナン)一)一)イル)

フェニル)シクロヘキサニ)一)オール及びその塩類
 八十一 四)ヒドロキシ酪酸(別名GHB)及びその塩類
 八十二 一(二)フェニルシクロヘキシル)ベリジン(別名フェンシクリジン)及びその塩類
 八十三 一(二)フェニルシクロヘキシル)ピロリジン(別名ロリシクリジン)及びその塩類
 八十四 二)フェニル)二(二)ベリジン)二)イル)酢酸エチルエステル及びその塩類
 八十五 一)フェニル)二(二)ピロリジン)一)イル)ヘキサニ)一)オン及びその塩類
 八十六 一)フェニル)二(二)ピロリジン)一)イル)ペンタニ)一)オン及びその塩類
 八十七 N(一)フェネチル)四)ベリジ)ル)プロピオンアニリド(別名フェンタニ)ル)及びその塩類
 八十八 N(一)フェネチル)ベリジン)四)イル)一)フェニル)アクリルアミド及びその塩類
 八十九 N(一)フェネチル)ベリジン)四)イル)一)フェニル)アセトアミド及びその塩類
 九十 N(一)フェネチル)ベリジン)四)イル)一)フェニル)シクロプロパン)カルボキサミド及びその塩類
 九十一 N(一)フェネチル)ベリジン)四)イル)一)フェニル)テトラヒドロフラン)一)カルボキサミド及びその塩類
 九十二 (E)一)N(一)フェネチル)ベリ)ジ)ン)四)イル)一)フェニル)ブタ)二)エナミド(別名クロトニルフェンタニル)及びその塩類
 九十三 N(一)フェネチル)ベリジン)四)イル)一)フェニル)ブタ)アミド及びその塩類
 九十四 N(一)フェネチル)ベリジン)四)イル)一)フェニル)フラン)一)カルボキサミド及びその塩類
 九十五 N(一)フェネチル)ベリジン)四)イル)一)フェニル)ペンタ)アミド(別名バレル)ル)フェンタニル)及びその塩類
 九十六 一)フェネチル)四)フェニル)四)ベリ)ジ)ン)一)フェニル)酢酸)エステル(別名PEPA)及びその塩類

九十七 (一)ブチル)一)H)インドール)三)イル)(ナフタレン)一)イル)メタノン)及びその塩類
 九十八 N(四)フルオロフェニル)一)N(二)フェネチル)ベリ)ジ)ン)四)イル)ブ)タン)アミド及びその塩類
 九十九 N(二)フルオロフェニル)一)N(二)フェネチル)ベリ)ジ)ン)四)イル)プロ)パン)アミド及びその塩類
 百 一(四)フルオロフェニル)プロ)パン)二)アミン)及びその塩類
 百一 N(四)フルオロフェニル)一)二)メ)チル)N(一)フェネチル)ベリ)ジ)ン)四)イル)プロ)パン)アミド及びその塩類
 百二 N(二)フルオロフェニル)一)二)メ)ト)キ)シ)N(一)フェネチル)ベリ)ジ)ン)四)イル)アセト)アミド)及びその塩類
 百三 四)フルオロ)N(一)フェネチル)四)ベリ)ジ)ル)プロ)ピ)オ)ン)アニリド(別名)パラ)フル)オ)ロ)フェ)ン)タ)ニ)ル)及びその塩類
 百四 (一)五)フル)オ)ロ)ペン)チ)ル)一)H)イ)ン)ド)ー)ル)三)一)イル)二)二)三)三)一)テ)ト)ラ)メ)チ)ル)シ)ク)ロ)プロ)パ)ン)一)一)イル)メ)タ)ノ)ン)及びその塩類
 百五 (一)五)フル)オ)ロ)ペン)チ)ル)一)H)イ)ン)ド)ー)ル)三)一)イル)(ナフ)タ)レ)ン)一)一)イル)メ)タ)ノ)ン)及びその塩類
 百六 (二)五)フル)オ)ロ)ペン)チ)ル)一)H)イ)ン)ド)ー)ル)三)一)イル)(四)メ)チ)ル)ナ)フ)タ)レ)ン)一)一)イル)メ)タ)ノ)ン)及びその塩類
 百七 二(四)プロ)モ)二)五)ジ)メ)ト)キ)シ)フ)ェ)ニ)ル)一)N(二)メ)ト)キ)シ)ベン)ジ)ル)エ)タ)ン)ア)ミ)ン)及びその塩類
 百八 四)プロ)モ)二)五)ジ)メ)ト)キ)シ)フ)ェ)ネ)チ)ル)ア)ミ)ン)及びその塩類
 百九 四)プロ)モ)二)五)ジ)メ)ト)キ)シ)フ)ェ)メ)チ)ル)フ)ェ)ネ)チ)ル)ア)ミ)ン(別名)プロ)ラ)ン)フ)ェ)タ)ミ)ン)及びその塩類
 百十 一(二)二(四)プロ)モ)フ)ェ)ニ)ル)エ)チ)ル)ベリ)ジ)ン)四)イル)一)三)ジ)ヒ)ド)ロ)二)H)ベン)ゾ)「d」イ)ミ)ダ)ジ)一)二)オン)及びその塩類
 百十一 六・七・八・九)十)ヘキサ)ヒ)ド)ロ)六)六)ジ)メ)チ)ル)九)一)メ)チ)レ)ン)一)三)ペン)チ)ル)六)H)ジ)ベン)ゾ)「b・d」ピ)ラ)ン)一)一)オール(別名)デル)タ)九(十)テ)ト)ラ)ヒ)ド)ロ)カ)ン)ナ)ビ)ノ)ール)及びその塩類

百十二 三ヘキシル七・八・九・十・テト
ラヒドロ六・六・九・トリメチル六
ジベンゾ「b・d」ピラン「一」オール
（別名バラヘキシル）及びその塩類
百十三 一ヘンジルピペラジン及びその塩類
百十四 （一）ベンチル「一」H「一」インドール
三「一」イル（二）二・三・三・三・テトラメチル
シクロプロパン「一」イル）メタンン及びそ
の塩類
百十五 五「一」ベンチル「二」二「一」フェニル
ロパン「二」イル（二）五「一」ジヒドロ「一」
H「一」ピリド「四・三」b「一」インドール「一」
オン及びその塩類
百十六 二「一」メチルアミノ「一」フェニル
プロパン「一」オン（別名メトカチノン）及
びその塩類
百十七 二「一」メチルアミノ「一」フェニル
ペンタン「一」オン及びその塩類
百十八 二「一」メチルアミノ「一」三「一」メ
チルフェニル）プロパン「一」オン及びその
塩類
百十九 二「一」メチルアミノ「一」四「一」メ
チルフェニル）プロパン「一」オン及びその
塩類
百二十 二「一」メチルアミノ「一」三・四「一」メ
チレンジオキシフェニル）プロパン「一」オ
ン及びその塩類
百二十一 N「一」メチル「一」エチル「三・四」
（メチレンジオキシ）フェネチルアミン（別
名MDB）及びその塩類
百二十二 メチル「二」二「一」（シクロヘキシ
ルメチル）「一」H「一」インドール「三」カルボ
キサミド「一」三・三「一」ジメチルブタノア
ート及びその塩類
百二十三 メチル「二」三・三「一」ジメチル「二」
「一」（ベンター「四」エン「一」イル）「一」
H「一」インドゾール「三」カルボキサミド「一」ブ
タノアート及びその塩類
百二十四 N「一」二「一」メチル「二」二「一」
（エチル）「一」四「一」ビペリジル）プ
ロピオンアニリド（別名アルファメチルチオ
フェンタニル）及びその塩類
百二十五 N「一」三「一」メチル「一」二「一」
（エチル）「一」四「一」ビペリジル）プ
ロピオンアニリド（別名三「一」メチルチオフェ
ンタニル）及びその塩類
百二十六 N「一」メチル「一」二「一」（チオフェニ
「一」イル）プロパン「二」アミン及びその塩類

百二十七 （四）メチルナフタレン「一」イル
（一）ベンチル「一」H「一」インドール「三」イ
ル）メタンン及びその塩類
百二十八 N「一」二「一」メチル「二」二「一」（ピペリ
ノエチル）「一」N「一」二「一」ビリジルプロピオン
アミド（別名プロピラム）及びその塩類
百二十九 一「一」メチル「四」フェニル「四」ピ
ペリジノールプロピオン酸エステル（別名M
PPP）及びその塩類
百三十 一「一」メチル「四」フェニルピペリジン
「一」四「一」カルボン酸（別名ベチジン中間体C）
及びその塩類
百三十一 四「一」メチル「一」フェニル「二」
（ピロリジン「一」イル）ペンタン「一」オ
ン及びその塩類
百三十二 一「一」二「一」メチル「四」三「一」フェ
ニルプロパン「二」エン「一」イル）ピペラジ
ン「一」イル）ブタン「一」オン及びその
塩類
百三十三 N「一」二「一」（二）メチルフェネチ
ル「一」四「一」ビペリジル）アセトアニリド（別
名アセチルアルファメチルフェンタニ
ル）及びその塩類
百三十四 N「一」二「一」（一）メチルフェネチ
ル「一」四「一」ビペリジル）プロピオンアニリド
（別名アルファメチルフェンタニル）及び
その塩類
百三十五 N「一」三「一」メチル「一」フェネチル
「一」四「一」ビペリジル）プロピオンアニリド（別
名三「一」メチルフェンタニル）及びその塩類
百三十六 メチル「二」二「一」フェネチル「四」（N
「一」フェニルプロパンアミド）ピペリジン「四」
「一」カルボキシラート及びその塩類
百三十七 メチル「二」二「一」（四）フルオロ
ブチル「一」H「一」インドゾール「三」カルボ
キサミド「一」三・三「一」ジメチルブタノア
ート及びその塩類
百三十八 メチル「二」二「一」（四）フルオロ
ベンジル「一」H「一」インドゾール「三」カル
ボキサミド「一」三・三「一」ジメチルブタノア
ート及びその塩類
百三十九 メチル「二」二「一」（五）フルオロ
ベンチル「一」H「一」インドゾール「三」カル
ボキサミド「一」三・三「一」ジメチルブタノア
ート及びその塩類
百四十 メチル「二」二「一」（五）フルオロ
ベンチル「一」H「一」インドゾール「三」カルボ

キサミド「一」三「一」メチルブタノアート及びそ
の塩類
百四十一 メチル「二」二「一」（五）フルオロ
ベンチル「一」H「一」インドール「三」カルボ
キサミド「一」三・三「一」ジメチルブタノア
ート及びその塩類
百四十二 二「一」メチル「四」メチルチオフェネ
チルアミン（別名四「一」MTA）及びその塩類
百四十三 四「一」メチル「五」四「一」メチルフェ
ニル「一」四・五「一」ジヒドロオキサゾール「二」
「一」アミン及びその塩類
百四十四 N「一」メチル「N」二「一」（三・四）
メチレンジオキシフェニル）プロパン「二」
イル）ヒドロキシフェニル）及びその塩類
百四十五 二「一」メチル「三・四」メチレンジ
オキシ）フェネチルアミン（別名MDA）及
びその塩類
百四十六 N「一」二「一」（一）メチル「三・四」メチ
レンジオキシ）フェネチル）ヒドロキシフェ
ニル（別名N「一」ヒドロキシMDA）及びその
塩類
百四十七 一「一」（三・四）メチレンジオキシ
フェニル「一」二「一」（ピロリジン「一」イル）ペ
ンタン「一」オン及びその塩類
百四十八 一「一」二「一」メチルカルボニルエチ
ル「一」四「一」（フェニルプロピオニルアミノ）
ピペリジン「四」カルボン酸メチルエステル
（別名レミフェンタニル）及びその塩類
百四十九 一「一」（三）メチルフェニ
ル）シクロヘキシル）ピペリジン及びその
塩類
百五十 一「一」（四）メチルフェニル）N「一」
メチルプロパン「二」アミン及びその塩類
百五十一 二「一」メチル「N」二「一」（一）フェネチ
ルピペリジン「四」イル）N「一」フェニル
セトアミド及びその塩類
百五十二 N「一」四「一」（メトキシメチル）「一」
「一」（二）二「一」チエニル）エチル「一」四「一」ピ
ペリジル）プロピオンアニリド（別名スフェ
ンタニル）及びその塩類
百五十三 四「一」メチル「一」メチルフェネチ
ルアミン（別名PMA）及びその塩類
百五十四 三「一」メチル「一」メチル「四・五」
「一」（メチレンジオキシ）フェネチルアミン
（別名MDA）及びその塩類
百五十五 二「一」（四）ヨード「二・五」ジメト
キシフェニル）エタンアミン及びその塩類

百五十六 二「一」（四）ヨード「二・五」ジメト
キシフェニル）N「一」二「一」メチルピペリジン
ル）エタンアミン及びその塩類
百五十七 リゼリン酸ジエチルアミド（別名
リゼリグド）及びその塩類
（麻薬原料植物）
第二条 法別表第二第四号の規定に基づき、次に
掲げる植物を麻薬原料植物に指定する。
一 三「一」（二）ジメチルアミノ）エチル「一」
インドール「四」イルリン酸エステル（別名
サイロシピン）及びその塩類を含有するもの
（厚生労働大臣が指定するものを除く。）
二 三「一」（二）ジメチルアミノ）エチル「一」
インドール「四」オール（別名サイロシン）
及びその塩類を含有するもの（厚生労働
大臣が指定するものを除く。）
（向精神薬）
第三条 法別表第三第十一号の規定に基づき、次
に掲げる物を向精神薬に指定する。
一 二「一」アミノ「五」フェニル「二」オキサゾ
リン（別名アミノレクサス）及びその塩類
二 五「一」アリアル「五」一「一」メチルブチル）パ
ルピツール酸（別名セコバルピタル）及び
その塩類
三 五「一」アリアル「五」一「一」メチルプロピル
バルピツール酸（別名ブタルピタル）及び
その塩類
四 二「一」イミノ「五」フェニル「四」オキサゾ
リン（別名ペモリン）及びその塩類
五 一「一」エチニルシクロヘキサノールカルバミ
ン酸エステル（別名エチナメート）及びその
塩類
六 二「一」エチル「二」フェニルグルタリイミド
（別名グルテチミド）及びその塩類
七 N「一」エチル「三」フェニルピシクロ「二」
二・一）ヘプタン「二」アミン（別名フェン
カンファミン）及びその塩類
八 五「一」エチル「一」メチル「五」フェニルバ
ルピツール酸（別名メチルフェノバルピタ
ル）及びその塩類
九 N「一」エチル「一」メチルフェネチルアミン
（別名エチランフェタミン）及びその塩類
十 五「一」エチル「五」一「一」メチルブチル）パ
ルピツール酸（別名アモバルピタル）及び
その塩類

- 十一 五―エチル―五―(一―メチルプロピル)―バルビツル酸(別名セクブタバルビタール)及びその塩類
- 十二 一―クロロ―三―エチル―ペンテン―四―イン―三―オール(別名エスクロルビノール)及びその塩類
- 十三 七―クロロ―五―(二―クロロフェニル)―一―三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ロラゼパム)及びその塩類
- 十四 七―クロロ―五―(二―クロロフェニル)―一―三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ロルメタゼパム)及びその塩類
- 十五 七―クロロ―五―(二―クロロフェニル)―一―三―ジヒドロ―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名デロラゼパム)及びその塩類
- 十六 七―クロロ―五―(二―クロロフェニル)―一―三―ジヒドロ―一―メチル―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン及びその塩類
- 十七 十―クロロ―一―b―(二―クロロフェニル)―二―三―七―十一―b―テトラヒドロオキサゾロ〔三・二―d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―六―(五H)―オン(別名クロキサゾラム)及びその塩類
- 十八 八―クロロ―六―(二―クロロフェニル)―一―メチル―四―H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名トリアゾラム)及びその塩類
- 十九 七―クロロ―一―(二―エチルアミノ)―エチル―一―五―(二―フルオロフェニル)―一―三―ジヒドロ―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルラゼパム)及びその塩類
- 二十 七―クロロ―一―(シクロプロピルメチル)―一―三―ジヒドロ―五―フェニル―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名プラゼパム)及びその塩類
- 二十一 七―クロロ―五―(二―シクロヘキセン―一―イル)―一―三―ジヒドロ―一―メチル―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名テトラゼパム)及びその塩類
- 二十二 七―クロロ―二―三―ジヒドロ―一―オキシ―五―フェニル―一―H―一―四―ベン

- ゾジアゼピン―三―カルボン酸(別名クロラゼパム)及びその塩類
- 二十三 十―クロロ―八―十二―b―ジヒドロ―二―八―ジメチル―十二―b―フェニル―四―H―(二・三)―オキサジノ〔三・二―d〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―四・七(六H)―ジオン(別名ケタゾラム)及びその塩類
- 二十四 七―クロロ―一―三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―五―フェニル―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名オキサゼパム)及びその塩類
- 二十五 七―クロロ―一―三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―五―フェニル―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名テマゼパム)及びその塩類
- 二十六 七―クロロ―一―三―ジヒドロ―三―ヒドロキシ―一―メチル―五―フェニル―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オンジメチルカルバミン酸エステル(別名カマゼパム)及びその塩類
- 二十七 七―クロロ―一―三―ジヒドロ―五―フェニル―一―(二―プロピニル)―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ピナゼパム)及びその塩類
- 二十八 七―クロロ―一―三―ジヒドロ―五―フェニル―二―H―一―四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ノルダゼパム)及びその塩類
- 二十九 七―クロロ―二―三―ジヒドロ―一―メチル―五―フェニル―一―H―一・四―ベンゾジアゼピン(別名メダゼパム)及びその塩類
- 三十 七―クロロ―一―(二・二)―二―トリフロロエチル)―一―三―ジヒドロ―五―フェニル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ハラゼパム)及びその塩類
- 三十一 (RS)―一―六―(五―クロロピリジン―二―イル)―一―七―オキシ―六・七―ジヒドロ―五―ヒドロ〔三・四―b〕ピラジン―五―イル||四―メチルピペラジン―一―カルボキシラート(別名ゾピクロン)及びその塩類
- 三十二 四―(二―クロロフェニル)―二―エチル―九―メチル―六―H―チエノ〔三・二―f〕〔二・二・四〕トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ジアゼピン(別名エチゾラム)及びその塩類

- 三十三 五―(四―クロロフェニル)―二・五―ジヒドロ―三―H―イミダゾ〔二・二―a〕イソインドール―五―オール(別名マジンドール)及びその塩類
- 三十四 五―(二―クロロフェニル)―一・三―ジヒドロ―七―ニトロ―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名クロナゼパム)及びその塩類
- 三十五 六―(二―クロロフェニル)―二・四―ジヒドロ―二―(四―メチル―一―ビペラジニル)メチレン)―八―ニトロ―一―H―イミダゾ〔二・二―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン―一―オン(別名ロプラゾラム)及びその塩類
- 三十六 八―クロロ―六―フェニル―四―H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名エスタゾラム)及びその塩類
- 三十七 三―(二―クロロフェニル)―二―メチル―四〔三H〕―キナゾリノン(別名メクロカロン)及びその塩類
- 三十八 六―(二―クロロフェニル)―一―メチル―八―ニトロ―四―H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン及びその塩類
- 三十九 七―クロロ―五―(二―フルオロフェニル)―二・三―ジヒドロ―一―オキシ―一―H―一・四―ベンゾジアゼピン―三―カルボン酸エチルエステル(別名ロラゼパム)及びその塩類
- 四十 七―クロロ―五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―(二・二)―二―トリフルオロエチル)―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―チオン(別名クアゼパム)及びその塩類
- 四十一 七―クロロ―五―(二―フルオロフェニル)―一・三―ジヒドロ―一―メチル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名フルジアゼパム)及びその塩類
- 四十二 八―クロロ―六―(二―フルオロフェニル)―一―メチル―四―H―イミダゾ〔二・五―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン(別名ミダゾラム)及びその塩類
- 四十三 八―クロロ―六―(二―フルオロフェニル)―一―メチル―四―H―〔一・二・四〕トリアゾロ〔四・三―a〕〔一・四〕ベンゾジアゼピン及びその塩類

- 四十四 N―(三―クロロプロピル)―一―メチルフェネチルアミン(別名メフェノレクス)及びその塩類
- 四十五 八―クロロ―一―メチル―六―フェニル―四―H―s―トリアゾロ〔四・三―a〕〔二・四〕ベンゾジアゼピン(別名アルプラゾラム)及びその塩類
- 四十六 七―クロロ―一―メチル―五―フェニル―一―H―一・五―ベンゾジアゼピン―二・四〔三H・五H〕―ジオン(別名クロバザム)及びその塩類
- 四十七 五・五―ジアルバルビツル酸(別名アロバルビタール)及びその塩類
- 四十八 二―(ジエチルアミノ)プロピオフェノン(別名アンフェプラモン)及びその塩類
- 四十九 三・三―ジエチル―五―メチル―二・四―ペリジンジオン(別名メチプリロン)及びその塩類
- 五十 二十一―シクロプロピル―七―e―(S)―一―ヒドロキシ―一・二・二―トリメチルプロピル)―六・十四―エンドリクタノール(別名プレノルフィン)及びその塩類
- 五十一 五―(二―シクロヘキサ―一―イロバルビタール)及びその塩類
- 五十二 三・七―ジヒドロ―一・三―ジメチル―七―(二―(e)メチルフェネチル)アミノ)エチル)―一―H―プリン―二・六―ジオン(別名フェネチリン)及びその塩類
- 五十三 一・三―ジヒドロ―一―メチル―七―ニトロ―五―フェニル―二―H―一・四―ベンゾジアゼピン―二―オン(別名ニメタゼパム)及びその塩類
- 五十四 一・一―ジフェニル―一―(二―ピペリジル)メタノール(別名ピプラドール)及びその塩類
- 五十五 二―(ジフェニルメチル)スルフィニル)アセタミド(別名モダフィニル)及びその塩類
- 五十六 N・e―ジメチルシクロヘキサニエチルアミン(別名プロピルヘキサドリン)及びその塩類
- 五十七 N・N―ジメチル―e―フェニルフェネチルアミン及びその塩類
- 五十八 三・四―ジメチル―二―フェニルモルフォリン及びその塩類

- 五十九 R・Pジメチルフェネチルアミン (別名フエンテルミン) 及びその塩類
- 六十 N・N・六トリメチルニニパラートリルイミダゾ「二・二・a」ピリジニ「三・アセタミド (別名ゾルビデム) 及びその塩類
- 六十一 「四トリル」ニ「一」(「一」ピロリジニル)ニ「一」ペンタノン (別名ピロバロン) 及びその塩類
- 六十二 トレオニ「二」アミノ「一」フェニルプロパン「一」オール (左旋性のものを除く) 及びその塩類
- 六十三 五「ブチル」五「エチル」バルビツール酸 (別名ブトバルビタル) 及びその塩類
- 六十四 五「二」フルオロフェニル「一」三「ジヒドロ」ニ「メチル」七「ニトロ」ニ「H」ニ「四」ベンゾジアゼピン「二」オン (別名フルニトラゼパム) 及びその塩類
- 六十五 七「プロモ」五「二」クロロフェニル「一」三「ジヒドロ」ニ「H」ニ「四」ベンゾジアゼピン「二」オン 及びその塩類
- 六十六 ニ「プロモ」四「二」クロロフェニル「一」九「メチル」六「H」チエノ「三・二」f「一」ストリアゾロ「四・三・a」(「一・四」) ジアゼピン (別名プロチゾラム) 及びその塩類
- 六十七 七「プロモ」一「三」ジヒドロ「五」(「二」ピリジル)「一」ニ「H」一「四」ベンゾジアゼピン「二」オン (別名プロマゼパム) 及びその塩類
- 六十八 十「プロモ」一「b」(「二」フルオロフェニル)「二・三・七・十一」b「テトラヒドロ」オキサゾロ「三・二・d」(「一・四」) ベンゾジアゼピン「六」(五H)「一」オン (別名ハロキサゾラム) 及びその塩類
- 六十九 八「プロモ」六「二」フルオロフェニル「一」メチル「四」H「ストリアゾロ」(「四・三・a」)「二・四」ベンゾジアゼピン 及びその塩類
- 七十 N「ベンジル」N・Rジメチルフェネチルアミン (別名ベンツフェタミン) 及びその塩類
- 七十一 ニ「メチル」三「二」トリル「一」四(三H)「一」キナゾリノン (別名メタカロン) 及びその塩類
- 七十二 三「メチル」ニ「フェニル」モルフォリン (別名フェンメトラジン) 及びその塩類
- 七十三 三「一」(「二」メチルフェネチル) アミノ「プロピオ」ニトリル (別名フェンプロボレクス) 及びその塩類

- 七十四 三「一」(「二」メチルフェネチル)「一」N「フェニル」カルバモイル) シドノニイミン (別名メソカルブ) 及びその塩類
 - 七十五 五「一」(「二」メチルブチル)「五」ビニル「バルビツール」酸 (別名ビニルビタル) 及びその塩類
 - 七十六 ニ「メチル」ニ「プロピル」一「三」プロパンジオール「ジカルバミン」酸 エステル (別名メプロバメート) 及びその塩類
 - 七十七 メチル「三」(「四S」)「八」プロモ「一」メチル「六」ピリジニ「二」イル「四」H「イミダゾ」(「二・二・a」)「一・四」ベンゾジアゼピン「四」イル) プロパノエイト (別名レミマゾラム) 及びその塩類
 - 七十八 R「一」(「二」メチルベンジル)「一」四「一」メトキシフェネチル)「一」ビペラジン「エタノール」(別名ジペロール) 及びその塩類
- 第四條** 法別表第四第九号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬向精神薬原料に指定する。
- 一 N「アセチル」アントラニル酸及びその塩類
 - 二 四「ア」ニ「ロ」ピペリジン及びその塩類
 - 三 四「ア」ニ「ロ」一「フェネチル」ピペリジン 及びその塩類
 - 四 イソサフロール
 - 五 塩酸
 - 六 過マンガン酸カリウム
 - 七 サフロール
 - 八 一「一」ジメチルエチル「四」ア「ニ」ロ「ピペリジン」一「カルボキシラート」及びその塩類
 - 九 トルエン
 - 十 ペロナール
 - 十一 N「フェニル」N「一」(「ビペリジン」四「イル」)プロパンアミド及びその塩類
 - 十二 一「フェネチル」ピペリジン「四」オン 及びその塩類
 - 十三 メチルエチルケトン
 - 十四 メチル「二」メチル「三」(「三・四」メチレンジオキシフェニル)「一」オキシラン「二」カルボキシラート及びその塩類
 - 十五 ニ「メチル」三「三・四」メチレンジオキシフェニル)「一」オキシラン「二」カルボキシフェニル)「一」オキシラン「二」カルボキシフェニル)「一」オキシフェニル「二」酸及びその塩類
 - 十六 三・四「メチレン」ジオキシフェニル「二」プロパノ

- 十七 硫酸
- 附則**
- 一 この政令は、麻薬取締法等の一部を改正する法律(平成二年法律第三十三号)(同法附則第一条ただし書に規定する部分を除く。)の施行の日(平成二年八月二十五日)から施行する。
- 二 麻薬を指定する政令(昭和三十八年政令第三百二十七号)は、廃止する。
- 三 附則(平成二年一〇月二三日政令第三十一号)は、公布の日から施行する。
- 四 附則(平成四年九月三〇日政令第三一九号)は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 五 附則(平成七年九月二七日政令第三四三号)は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 六 附則(平成七年十月一日から施行する。(経過措置))
- 七 この政令の施行の際現に存するニ「プロモ」四「二」クロロフェニル)「一」九「メチル」六「H」チエノ「三・二」f「一」ストリアゾロ「四・三・a」(「一・四」)ジアゼピン(別名プロチゾラム)、その塩類及びこれらにのりづけかを含む物(次項において「プロチゾラム等」という。)であつて容器に収められているものについては、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適用しない。
- 八 附則(平成一〇年六月二二日政令第二〇五号)は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 九 附則(平成一一年六月二六日政令第一八六号)

- この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 附則(平成一一年九月二九日政令第二九四号)
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一二年九月二二日政令第四三〇号)
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一三年一〇月二六日政令第三三四号) 抄
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一四年五月七日政令第一六九号)
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一五年九月一八日政令第四一五号)
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一七年三月一八日政令第五二〇号)
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一八年三月二三日政令第五九号)
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一八年九月一三日政令第二九三号)
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一九年一月四日政令第六号)
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一九年九月二〇日政令第二九四号)
 - この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
 - 附則(平成一九年二月一九日政令第三八〇号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成二〇年二月一七政令第
三八五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年七月四日政令第一八
三号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年一月三〇日政令第二
〇号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年四月二六日政令第一
二八号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年二月二〇日政令第
三五五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年七月二日政令第二四
八号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成二七年一〇月二日政令第三
五四号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年五月二七政令第二
三二号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成二八年九月一四日政令第三
〇六号)

(施行期日)
この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

2 (RS) 一六一(五)クロロピリジン一ニ
イル)一七(オキソ)一六(七)ジヒドロ一五H
一ピロロ「三・四一b」ピラジン一五(イル)一
四(メチル)ベラジン一(カルボキシ)シラト
(別名)ピクロン)、その塩類及びこれらのい
れかを含む物(次項において「ピクロン
等」という。)並びに四一(二)クロロフェニ

ル)一ニ(エチル)九(メチル)六H(チエノ
「三・二」f)「二・二」四)トリアゾロ「四・
三」a)「一・四」ジアゼピン(別名)エチゾラ
ム)、その塩類及びこれらのいれかを含む物
(同項において「エチゾラム等」という。)
であつてこの政令の施行の際現に容器に取めら
れているものについては、この政令の施行の日
から二年間は、麻薬及び向精神薬取締法第五
条の十九の規定は、適用しない。

3
ピクロン等及びエチゾラム等を使用される
容器又は容器の直接の被包であつてこの政令の
施行の際現に存するものが、この政令の施行の
日から一年以内で使用される場合には、ピク
ロン等及びエチゾラム等であつて当該容器又は
容器の直接の被包が使用されるものについて
は、この政令の施行の日から二年間は、麻薬及
び向精神薬取締法第五十条の十九の規定は、適
用しない。

附 則 (平成二九年七月二六日政令第二
〇四号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (平成三〇年六月二〇日政令第一
八七号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (令和元年六月二八日政令第四七
号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (令和元年二月一八日政令第一
九一号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (令和二年七月八日政令第二二〇
号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (令和三年九月八日政令第二五〇
号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (令和四年七月二七政令第二五
五号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。

附 則 (令和五年八月三〇日政令第二六
七号)

この政令は、公布の日から起算して三十日を
経過した日から施行する。